

D V 対策宮崎県基本計画

平成26年3月

宮 崎 県

はじめに

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現する上で、克服すべき重要な課題です。

平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV防止法が制定され、その後、平成16年6月にはその一部が改正されており、都道府県におけるDVの防止や被害者の保護・自立支援の責任の明確化、都道府県基本計画の策定が義務づけられたところです。

このため、本県では平成18年3月に「DV対策宮崎県基本計画」を策定し、その後、平成21年3月に改定(2次計画・5年間)を行い、DVの防止と被害者保護のための施策を総合的に推進してまいりました。

このたび、平成25年7月にDV防止法の一部改正があり、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても法の適用対象とする」こと等が盛り込まれ、また、2次計画も本年度で終了することから、新たに平成26年度からの5年間を計画期間とする3次計画を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、DV防止法の改正内容や本県の実状を踏まえ、県民の皆様をはじめ、市町村、関係機関、民間団体等の御理解と御協力を得ながら、「DVが根絶され、誰もが安心して暮らせる社会」の実現に、より一層努めてまいりたいと考えております。

終わりに、計画の改定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成26年3月

宮崎県知事 河野 俊嗣

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の推進	2

第2章 DV対策に関する現状

1 本県の現状	3
(1) 組織	3
(2) DV被害者に対する支援の概要	3
(3) 相談等の状況	4
2 県民のDVに関する意識	7

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本的視点	10
2 計画の基本理念（目指す方向）	10
3 実施する施策の基本目標	10

第4章 具体的施策の展開

1 施策の体系表	12
2 具体的施策	15

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

重点目標1 DVを許さない社会づくりのための教育・啓発の推進	15
--------------------------------	----

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

重点目標2 相談体制の強化	17
重点目標3 市町村における相談機能等の充実	19
重点目標4 被害者への適切な対応のための研修等の充実	20
重点目標5 外国人・障がい者・高齢者に対する配慮	22

基本目標Ⅲ 迅速かつ安全な保護

重点目標6 迅速で安全な保護体制の充実	24
重点目標7 同伴家族の保護	26
重点目標8 同居中の交際相手からの暴力被害者及びストーカー被害者の保護	27
重点目標9 保護命令制度に対する適切な対応	28

基本目標Ⅳ 自立の支援

重点目標10 自立支援の充実	30
----------------	----

基本目標Ⅴ 関係機関との連携協力等

重点目標11 関係機関との連携協力の強化	33
重点目標12 適切かつ迅速な苦情解決の仕組みの確立	35

資料編	36
-----	----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者*1からの暴力*2（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しがちであり、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあることから、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVの被害者は、多くの場合女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差など構造的な問題があると言われていますが、女性に対する配偶者からの暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

このような状況の中、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年4月13日法律第31号。以下「DV防止法」という。）が制定され、平成16年にはDV防止法の一部改正により、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることが明示されました。対象となる暴力の範囲の拡大や保護命令制度の拡充等が規定されるとともに、国及び地方公共団体はDVの防止と自立支援を含む被害者の適切な保護を図る責務を有すると定められました。平成19年7月にもDV防止法の一部改正があり、市町村の責務の明確化や保護命令制度の拡充等が図られました。

また、平成25年7月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても法律の適用対象とする一部改正があり、法律名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

さらに、平成25年7月には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）の改正があり、婦人相談所等による被害者等支援が明記されました。

本県では、平成18年3月に「DV対策宮崎県基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定し、平成21年3月には改訂を行い（5年間）、広範多岐にわたるDVの防止及び被害者の保護のための施策（以下「DV対策」という。）を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

*1：DV防止法第1条に定める「配偶者」をいい、法律婚だけでなく事実婚の夫婦の一方から見た相手方を含む。

*2：DV防止法第1条第1項に定めるものをいい、身体に対する暴力だけでなくこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。

また、「未来みやざき創造プラン(宮崎県総合計画)」において、男女が互いの人権を尊重しつつ、家庭や職場、地域社会などあらゆる場面で、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すため、その根絶に向けて取り組んでいます。

このたび、県基本計画の期間が平成25年度で終了するに当たり、DV防止法の改正内容や国の施策に関する基本的な方針及びストーカー規制法の改正内容を踏まえ、平成26年度からの新たな計画を策定することとしました。

2 計画の位置付け

- DV防止法第2条の3第1項に基づく法定計画です。
- 本県におけるDV対策を講ずる上での基本的な方向と具体策を示すものです。

3 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

ただし、DV防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針^{*1}が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合などには、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の推進

計画の推進に当たっては、市町村、関係機関、関係団体と連携して取り組みます。

*1：平成25年12月26日 内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号

第2章 DV対策に関する現状

1 本県の現状

(1) 組織

平成13年のDV防止法の制定に伴い、平成14年4月から宮崎県女性相談所（以下「女性相談所」という。）が、「配偶者暴力相談支援センター^{*1}」としての役割を担うこととなり、被害者の早期発見及び必要な保護・支援に努めているところです。

被害者の自立支援については、関係機関の連携が不可欠であることから、平成14年度から、医師会、民生委員児童委員協議会、地方法務局、警察本部、市町村、民間団体等を構成員とする「DV被害者保護支援ネットワーク会議」を設置し、関係機関相互の連携の強化に努めています。

(2) DV被害者に対する支援の概要

被害者からの相談については、女性相談所のDV被害者自立支援員、女性相談員及び電話相談員が対応しているほか、宮崎市及び都城市においても女性相談員を配置し対応しています。それぞれの窓口では被害者からの訴えを受け止め、適切な助言を行ったり、各種施策の情報提供や必要な支援を行っています。

また、宮崎県男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）や警察本部・各警察署においても相談体制を整備し適切に対応しています。

女性相談所一時保護所においては、被害者の意思に基づき、緊急に保護を必要とする場合には、被害者及び同伴する家族の一時保護を行っており、食事の提供、被服等の支給を行うとともに、心身の健康状態等を観察し、医学的・心理学的ケアなど必要な指導等を行っています。一時保護の期間は、概ね2週間ですが、入所者の状況等により弾力的な対応をしています。

女性保護施設「県立きりしま寮」では、一時保護の間に問題が解決できず、引き続き保護が必要な方に対し、自立のための生活支援や職業支援を行い社会復帰を図っています。

*1：都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととなっており、相談、カウンセリング、一時保護（※）、自立して生活することを促進するための情報提供等を行う。

※ 一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、一定の基準を満たす者に委託して行うこととなる。

(3) 相談等の状況

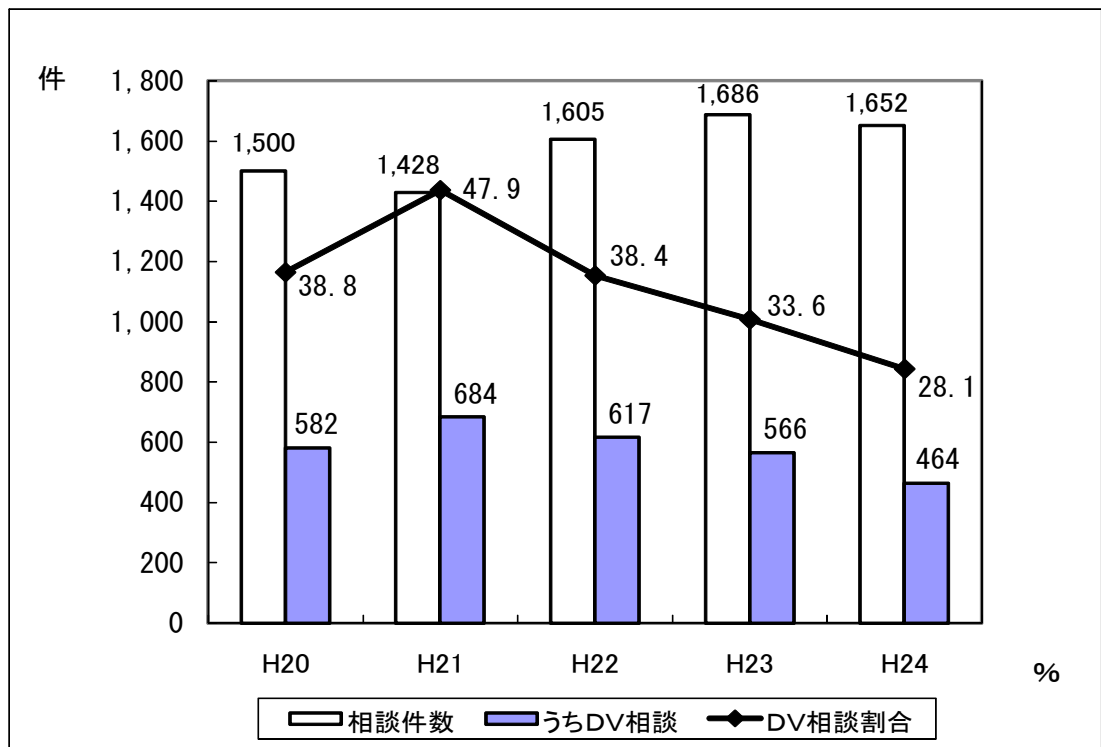
ア 相談の状況

① 女性相談所

女性相談所が受け付けた相談件数は、平成24年度は1,652件で、前年度と比較して34件減少しています。

DVを主訴とする相談件数は、平成24年度は464件で、前年度と比較して102件減少し、全相談件数に占める割合は28.1%となっています。

図表1 女性相談所における相談件数の推移



DV相談464件の市郡別の内訳は、宮崎市が222件(47.8%)と全体の約半数を占めており、次いで都城市が45件(9.7%)、県外が42件(9.1%)などとなっています。

図表2 市郡別のDV相談件数の状況(平成24年度)

区分	宮崎市	都城市	延岡市	日南市	小林市	日向市	串間市	西都市	えびの市
件数	222	45	23	10	22	26	9	9	1
割合	47.8%	9.7%	5.0%	2.2%	4.7%	5.6%	1.9%	1.9%	0.2%

区分	北諸県郡	西諸県郡	東諸県郡	児湯郡	東臼杵郡	西臼杵郡	県外
件数	5	6	11	32	0	1	42
割合	1.1%	1.3%	2.4%	6.9%	0.0%	0.2%	9.1%

② 各機関

市町村、宮崎県男女共同参画センター、警察が受け付けた平成24年度のDV相談件数は、市町村664件、宮崎県男女共同参画センター173件、警察373件で、増加傾向にあります。

図表3 各機関におけるDV相談件数の推移 単位:人

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
市町村	466	435	532	628	664
宮崎県男女共同参画センター	122	132	113	117	173
警 察	228	281	300	268	373

イ 一時保護の状況

女性相談所一時保護所への入所者数は、平成17年度の97人をピークに減少傾向にありましたが、平成23年度、24年度は若干増加しています。一時保護所への入所に占めるDVの割合は、平成20年度以降、60%~70%前後と高い割合となっています。

図表4 女性相談所一時保護所における一時保護者数の推移 単位:人

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
全 体	38	37	37	43	55
D V	27	26	29	27	34
割 合	71.1%	70.3%	78.4%	62.8%	61.8%

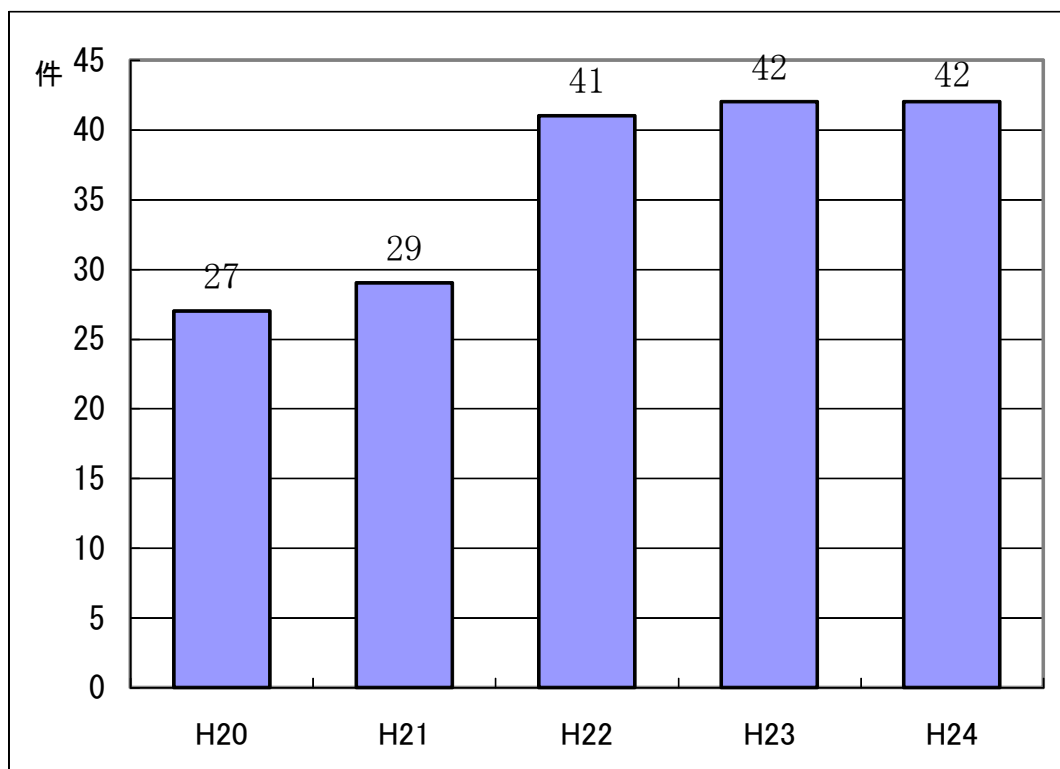
また、平成24年度にDVが理由で入所した34人のうち、21人(62%)が児童等を同伴しています。

ウ 保護命令の状況

宮崎地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、DV防止法が施行された平成13年10月から平成17年までは10件程度でしたが、平成18年以降増加しており、平成20年から平成24年の発令件数は図表4のとおりです。特に、平成22年から平成24年の発令件数は41件~42件となっています。

平成24年の発令件数42件のうち、被害者に関する保護命令(接近禁止命令等)のみの発令が4件、被害者、子、親族への同時発令19件、被害者と子への同時発令11件、被害者と親族への同時発令が8件となっています。

図表4 保護命令件数の推移

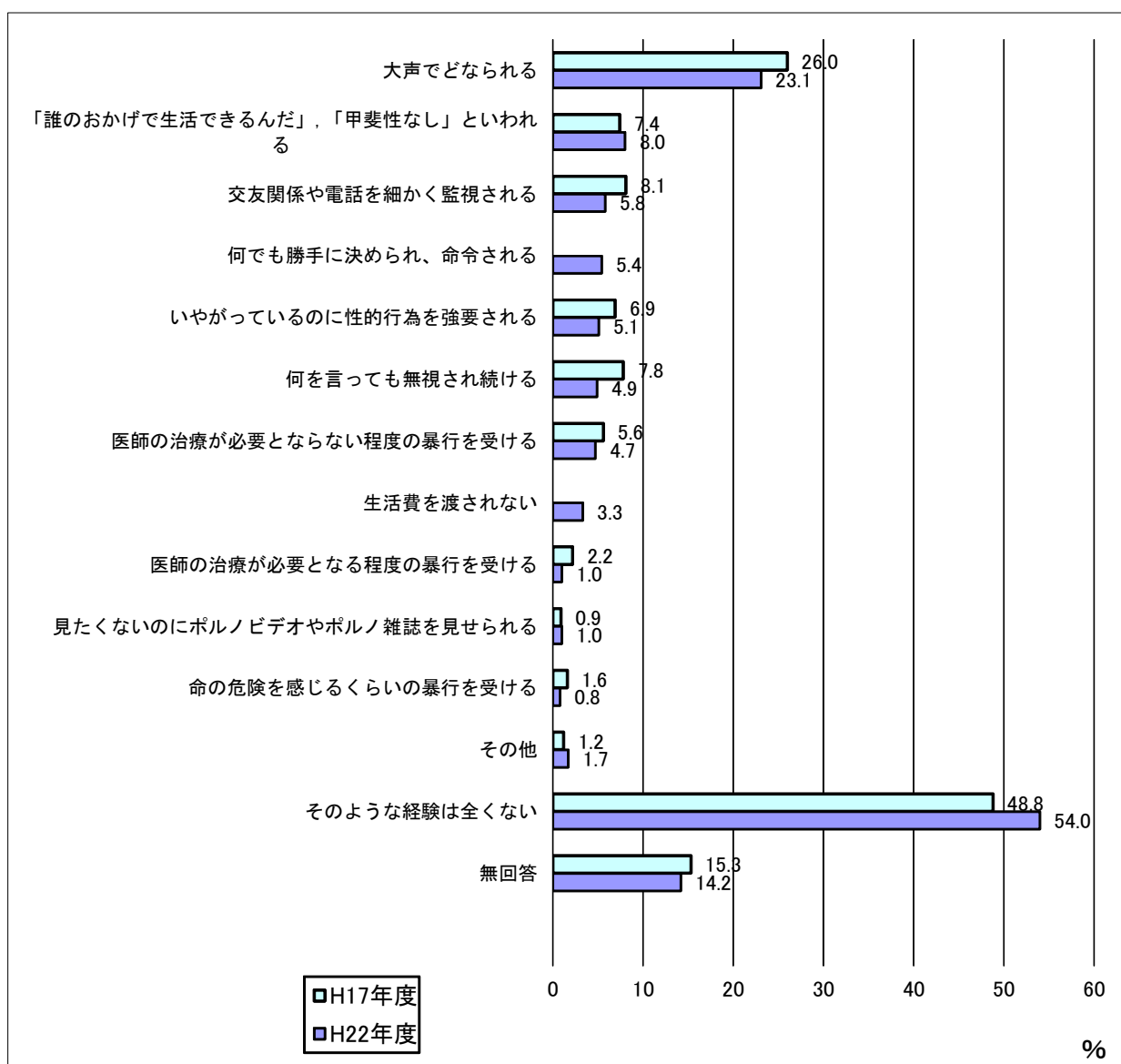


2 県民のDVに関する意識

平成22年度に、本県が県内の20歳以上の男女3,000人を無作為に抽出し実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」の結果（有効回収数：1,257人）によると、「夫や妻または恋人から暴力を受けたことがあるか」という設問に対し、女性は約4割(39.4%)、男性は約2割(22.8%)の人が何らかの暴力を受けた経験がありました。

受けた暴力として最も多かったのは「大声でどなられる」(23.1%)で、次いで「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なしといわれる」(8.0%)、「交友関係や電話を細かく監視される」(5.8%)の順となっています。

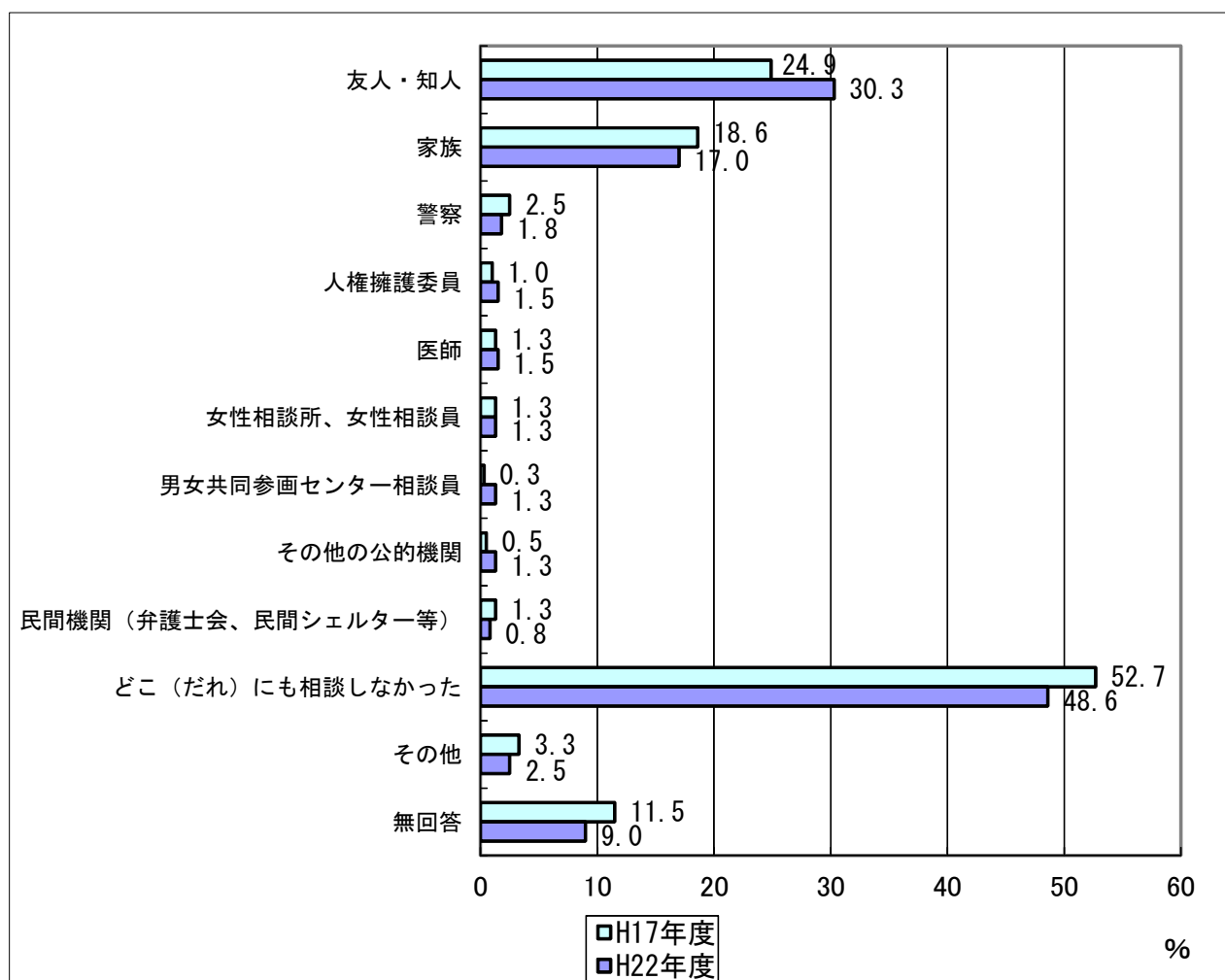
図表5 DV被害の内容（複数回答）



また、暴力を受けたことのある人に対し、その時の相談先について尋ねたところ、「どこ(だれ)にも相談しなかった」人が約半数(48.6%)となっており、受けた暴力の内容にもよりますが、被害者の2人に1人はだれにも相談せずに我慢している状況にあります。

なお、どこ(だれ)かに相談した人は約4割(42.4%)で、前回調査(平成17年実施)と比較して、6.6%増加しています。その中でも「友人・知人に相談した」という人が最も多く(30.3%)、前回調査と比較して5.4%増加しています。次いで「家族に相談した」(17.0%)となっており、この2つにほぼ集約されています。

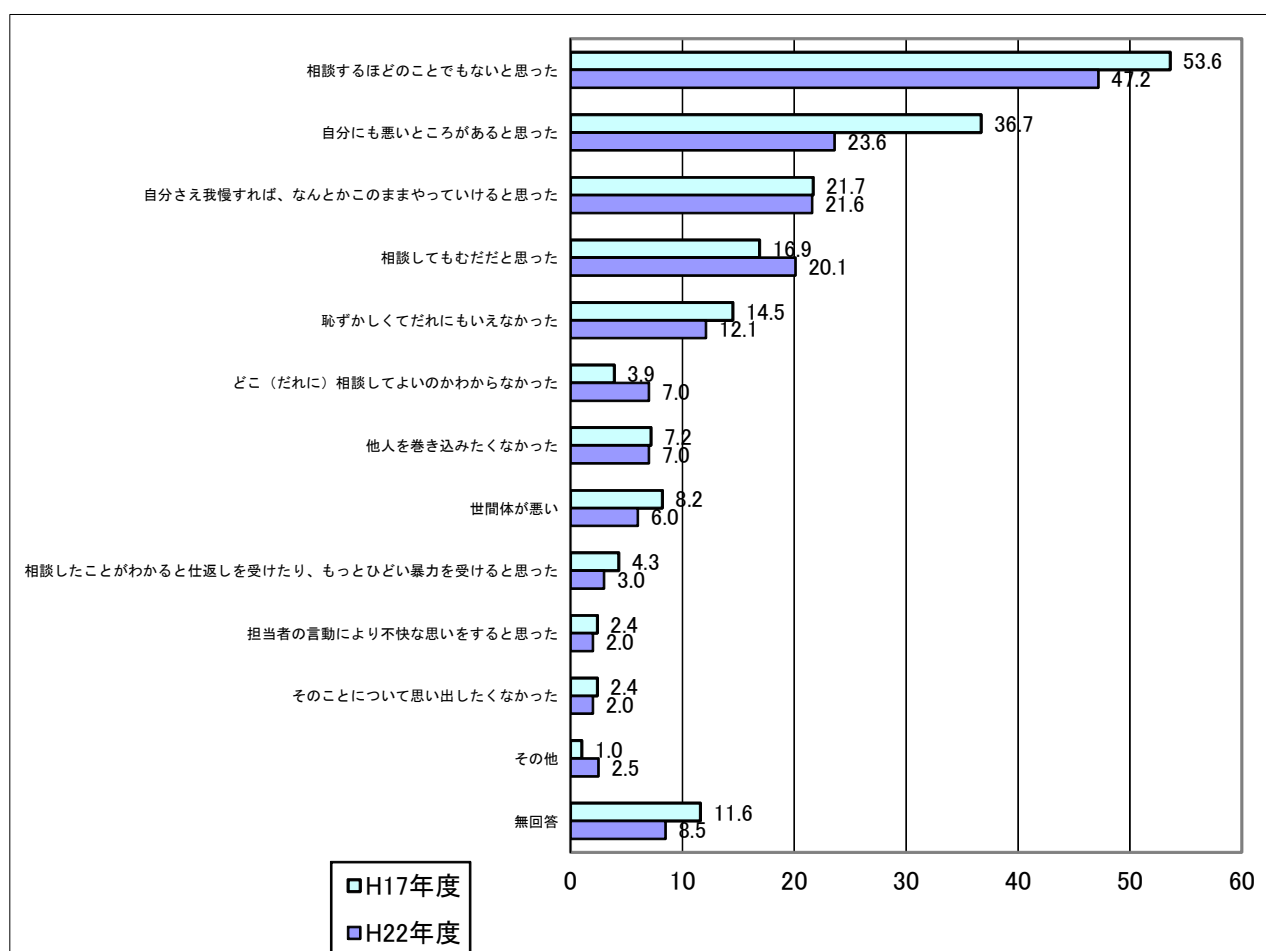
図表6 被害の相談先(複数回答)



相談しなかった理由については、「相談するほどのことでもないと思ったから」が47.2%と最も多く、前回調査(平成17年実施)と比較して、6.4%減少しています。次に「自分にも悪いところがあると思ったから」(23.6%)は前回調査と比較して13.1%減少しています。以下「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」(21.6%)、「相談してもむだだと思ったから」(20.1%)の順となっています。

なお、「どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから」は、7.0%となっています。

図表7 相談しなかった理由(複数回答)



第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本的視点

- ① DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- ② 被害者の人権及び被害者本人の意思は、最大限に尊重されるべきものであること。
- ③ 被害者の保護支援を行うに当たっては、被害者の安全の確保が最優先課題であること。

2 計画の基本理念（目指す方向）

一人ひとりの人権が尊重されることにより、DVが根絶され、誰もが安心して暮らせる社会

3 実施する施策の基本目標

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

DVを許さない社会を実現するため、県民一人ひとりが、DVに関する正しい理解を深め、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識し、DVを根絶する社会的気運を醸成するための教育・啓発活動を推進します。

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

DVで悩んでいる被害者が安心して相談でき、問題の解決を図ることができる体制づくりを推進するとともに、被害者が二次的被害を受けることのないよう適切な対応を行うための研修等の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 迅速かつ安全な保護

被害者及びその同伴する家族（以下「同伴家族」という。）を迅速かつ安全に保護するための体制づくりを推進します。

基本目標Ⅳ 自立の支援

被害者が自立し、安心して生活できるよう、様々な支援制度を活用して自立の支援を行います。

基本目標Ⅴ 関係機関との連携協力等

被害者の多様な状況にきめ細かく対応できるよう、関係機関や関係団体と緊密に連携し、施策の効果的な実施を図ります。

また、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関する被害者からの苦情の申出に対して、迅速かつ的確な処理が行えるよう、体制を確立します。

第4章 具体的施策の展開

1 施策の体系表

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

重点目標1 DVを許さない社会づくりのための教育・啓発の推進

- 県民に対する啓発活動の推進
- 男女共同参画の視点からの啓発活動の推進
- 学校や家庭、地域における人権教育・啓発の推進
- 若年層に対する未然防止対策の推進

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

重点目標2 相談体制の強化

- 女性相談所、男女共同参画センター、警察等における相談機能の充実
- 通報等についての医療関係者への周知
- 民生委員・児童委員等への働きかけ

重点目標3 市町村における相談機能等の充実

- DV相談窓口の明確化及び支援体制の整備促進
- 基本計画策定の取組促進
- 配偶者暴力相談支援センターの設置促進

重点目標4 被害者への適切な対応のための研修等の充実

- 市町村等の相談窓口職員に対する実務研修の実施
- 学校関係職員へのDV関連情報の周知
- 女性相談員等に対するケア体制整備の検討

重点目標5 外国人・障がい者・高齢者に対する配慮

- 被害者の人権を尊重した対応
- 様々な媒体による支援情報の提供
- 外国人に配慮した相談対応
- 障がい者、高齢者に配慮した相談対応

基本目標Ⅲ 迅速かつ安全な保護

重点目標 6 迅速で安全な保護体制の充実

- 他の都道府県との広域連携の推進
- 被害者の個別の事情や状況に配慮した一時保護の実施
- 警察との連携の推進
- 福祉事務所等との連携強化による母子生活支援施設への円滑な入所
- 被害者に対する支援措置の強化

重点目標 7 同伴家族の保護

- 児童相談所等関係機関との連携強化による同伴児への支援体制の充実
- 障がい者、高齢者に配慮した相談対応（再掲）

重点目標 8 同居中の交際相手からの暴力被害者及びストーカー被害者の保護

- 身の安全を最優先にした迅速な一時保護の実施

重点目標 9 保護命令制度に対する適切な対応

- 保護命令制度についてのさらなる周知の徹底
- 保護命令申立てに係る支援
- 保護命令の通知を受けた場合の適切な対応

基本目標Ⅳ 自立の支援

重点目標 10 自立支援の充実

- 住宅確保に係る支援の充実
- 就業支援の充実
- 国民健康保険、生活保護等各窓口における被害者への適切な対応
- 被害者支援のためのリーフレット等の作成
- 子どもに対する支援の充実

基本目標Ⅴ 関係機関との連携協力等

重点目標 1 1 関係機関との連携協力の強化

- DV被害者保護支援ネットワーク会議の充実
- 市町村を始めとする関係機関との連携強化
- 他の都道府県との広域連携の推進（再掲）
- 民間団体との連携強化

重点目標 1 2 適切かつ迅速な苦情解決の仕組みの確立

- 関係機関への苦情処理体制整備についての働きかけ

2 具体的施策

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

重点目標1 DVを許さない社会づくりのための教育・啓発の推進

【現状と課題】

DVは、被害者の生命や身体に重大な危害が及んだり、心身への有害な影響が及ぶ可能性が高いにもかかわらず、外部から発見されにくいという特殊性があります。

また、社会的にも、ともすれば「家庭内のうちわもめ」というふうに矮小化される傾向があり、被害者自身も「自分さえ我慢すれば」と忍従を重ねたり、世間体を気にして我慢を強いられたりすることもあります。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識等、過去から今日に至るまで、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があると言われてしています。

DVを許さない社会を実現するためには、被害者を保護しその自立を支援することと併せて、県民一人ひとりが、DVに関する正しい理解を深め、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識し、暴力は決して許されないものであるとの社会的気運を醸成することが必要です。

このため、県においては、平成17年1月に策定した「宮崎県人権教育・啓発推進方針」に女性、子ども等の人権問題を重要課題として位置づけ、家庭、学校、地域社会、企業などあらゆる場を通じた様々な人権問題に関する教育・啓発に努めているところです。

また、平成24年3月に策定した「第二次みやざき男女共同参画プラン」では、「男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の構築」を基本目標の一つに掲げ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて広報・啓発など様々な活動に取り組んでいるところです。

さらに、DVの未然防止のためには、高校・大学生等に対してDVについて考える機会を提供するなど早期の啓発や教育が重要であることから、若年層への未然防止対策を推進していく必要があります。

(現在の主な取組)

- ・ 男女共同参画社会づくりのための啓発パンフレットの作成・配布
- ・ 「犯罪から女性や子供等弱者を守る」広報事業
- ・ DV防止に関する啓発カードやリーフレットの作成・配布
- ・ 男女共同参画センターにおけるDV防止講座の開催
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における広報啓発活動
- ・ 県民人権講座、人権担当者養成講座の開催
- ・ 人権啓発資料の作成・配布

【今後の取組】

○ 県民に対する啓発活動の推進

「女性に対する暴力をなくす運動」期間に加え、様々な機会をとらえ、DVを未然に防止するための広報・啓発を推進します。(総合政策部)

○ 男女共同参画の視点からの啓発活動の推進

男女が個人として尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画づくりを進めるための広報・啓発を推進します。(総合政策部)

○ 学校や家庭、地域における人権教育・啓発の推進

学校教育、家庭教育及び社会教育において、人権を尊重する意識を高め、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。(教育庁)

○ 若年層に対する未然防止対策の推進

高校・大学生等を対象に交際相手からの暴力(デートDV^{*1})防止講座等を実施するとともに、啓発リーフレット等を作成・配布するなど、未然防止対策を推進します。

また、若年層におけるデートDVの現状等、実態把握に努めます。

(総合政策部・教育庁)

*1：結婚していない交際中の男女間で起こる暴力のこと。交際中のDVという意味で「デートDV」と言われている。

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

重点目標2 相談体制の強化

【現状と課題】

現在、女性相談所がDV防止法に定める配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設として被害者からの相談に対応しています。

また、宮崎市及び都城市においても女性相談員を配置し対応しているほか、男女共同参画センター、警察本部・各警察署においても相談体制を整備し対応しています。

女性相談所は、平成14年4月から配偶者暴力相談支援センターとして、女性相談員4名、電話相談員2名を配置するとともに、平日夜間及び土日曜日についても電話相談を受け付けるなど、相談体制の強化を図ってきています。

さらに、平成18年4月からは新たにDV被害者自立支援員1名を配置し、相談体制のさらなる充実・強化に努めているところです。

また、男女共同参画センターでは、土曜日も相談を受け付けるなど、相談しやすい体制の整備を図っています。

さらに、警察においては、警察本部及び県内13警察署にそれぞれ警察安全相談専従の職員を配置して相談体制を強化し、事案に応じて関係所属と連携を図りながら、被害者等の保護を最優先に防犯指導、関係機関・団体等の紹介、被害者等の要望等を踏まえた上で相手方への指導警告等、事件検挙等の適切な措置を講じています。

被害者の置かれた状況は様々であり、その多様な状況に適切に対応するため、各相談窓口における相談機能をさらに充実するとともに、関係機関が相互に協力し緊密な連携のもと、被害者の意思を尊重したきめ細かな支援を行っていくことが必要です。

本県では、配偶者暴力相談支援センターが県内に1か所しかなく、被害者の利便性や配偶者暴力相談支援センターに相談することが保護命令適用の要件の一つとなっていること等を考えると、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす、被害者にとって身近な施設が設置されることが望まれます。

また、DVの特殊性から、通報によって初めて保護につながるケースもあることから、被害者を発見した場合の通報について、迅速かつ適切な対応がなされるよう医療関係者等との連携を強化する必要があります。

(現在の主な取組)

- ・ 女性相談所における相談の実施
- ・ 男女共同参画センターにおける相談の実施
- ・ 警察本部及び各警察署における相談による指導・助言等の防犯対策の強化
- ・ 精神保健福祉センター（こころの電話を含む）、保健所における相談の実施
- ・ 相談機関等検索サイト「みやざきこころ青Tねっと」の開設

【今後の取組】

○ 女性相談所、男女共同参画センター、警察等における相談機能の充実

女性相談所や男女共同参画センター等における相談機能の充実を図ります。
また、警察においては、女性職員の配置等相談体制の強化に努めます。

(総合政策部・福祉保健部・警察本部)

○ 通報等についての医療関係者への周知

医療関係者は、日常の業務を行う中で、DVの被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されます。

このため、医療関係者に対しては、県医師会等を通じて被害者を発見した場合の通報や情報提供に関するDV防止法の規定や趣旨の周知を図ります。

(福祉保健部)

○ 民生委員・児童委員等への働きかけ

従来から地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や県内各市町村に養成している男女共同参画地域リーダーに対し、DVに関する資料の配付や研修への参加を勧め、理解と協力を求めます。

(総合政策部・福祉保健部)

重点目標3 市町村における相談機能等の充実

【現状と課題】

DV被害者が県内のどこに住んでいても相談ができ、迅速かつ適切な保護や支援が受けられるためには、地域住民に最も身近な存在である市町村が、DV相談窓口としての役割を果たすことが重要です。

平成19年のDV防止法の改正において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定や、市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが、市町村の努力義務として規定されています。

市町村においては、住民に身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等の基本的な役割を果たすことが求められています。

(現在の主な取組)

- ・ 各市町村における相談の実施
- ・ DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催
- ・ 市町村の相談機関が開催する研修会への女性相談員の講師派遣

【今後の取組】

○ DV相談窓口の明確化及び支援体制の整備促進

市町村におけるDV相談窓口を明確にするとともに、DV対策の連絡会議の設置など、庁内の関係課が連携して支援体制を整備するよう働きかけていきます。

また、女性相談所を中心として、市町村担当職員に対し女性相談員との合同研修や勉強会の機会を提供するなど、市町村におけるDV被害者の支援体制の強化・充実に努めます。(福祉保健部)

○ 基本計画策定の取組促進

地域の実状等を踏まえ、基本計画の策定を検討する市町村に対して、情報提供や各種相談等の支援を行います。(福祉保健部)

○ 配偶者暴力相談支援センターの設置促進

市町村に対して配偶者暴力相談支援センター機能を果たすことについての働きかけを行うとともに、これを検討する市町村に対しては、相談業務へのアドバイス等の支援を行うなど、被害者にとってより身近な地域での相談機能の充実に努めます。(福祉保健部)

重点目標 4 被害者への適切な対応のための研修等の充実

【現状と課題】

被害者の相談や支援に携わる関係機関の職員は、DVは外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、被害が深刻化しやすいという特性等を十分理解した上で、被害者の置かれた立場や個人情報等の保護等に配慮して職務を行うことが必要です。

特に被害者と直接接する場合は、不安感を抱えながら相談に訪れる被害者が、安心して相談できるように配慮するとともに、被害者に対して不適切な対応をすることで、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要です。

また、被害者を支援することは、支援者のメンタルヘルスにも影響すると言われています。女性相談員を始め、被害者と直接接しながら相談・支援を行う職員は、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状況に陥る、いわゆる「代理受傷」を体験したり、支援における解決策が見いだしにくい状況が続く中で、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じるようになるいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等に陥ったりすることもあります。

支援者自身のセルフケアが不十分では、良い支援を行うことはできません。支援者の心身の健康を考えることは、被害者を支援していく上でも非常に重要です。

（現在の主な取組）

- ・ DV被害者保護支援ネットワーク会議構成員を対象とした研修の実施
- ・ 女性相談員の各種研修・会議等への派遣
- ・ DV被害者相談マニュアルの作成
- ・ 保健師のPTSD研修会等への派遣

【今後の取組】

○ 市町村等の相談窓口職員に対する実務研修の実施

女性相談員は各種制度を熟知して被害者に対する適切な助言を行うことが必要であり、引き続き全国婦人相談員研究協議会等関係会議への計画的な派遣を行い、資質の向上を図ります。

また、市町村、福祉事務所、保健所、警察署などの相談担当職員を対象に、被害者の二次的被害防止のためのケースワークを中心とした実務研修を行います。

さらに、被害者の安全確保を最優先とし、被害者の意思を尊重した自立支援が実践できるよう関連支援情報について研修を行います。（福祉保健部）

○ 学校関係職員へのDV関連情報の周知

研修等を通じて、DV関連情報について教職員への周知を図ります。

(総合政策部・福祉保健部・教育庁)

○ 女性相談員等に対するケア体制整備の検討

事例によっては、相談員が代理受傷を体験したり、バーンアウト状態に陥ったりすることもあることから、相談員同士のピアカウンセリング^{*1}等の精神的ケアの体制整備について検討します。

さらに、外部の専門家を交えた事例検討会（スーパービジョン^{*2}）を実施するなど、支援員の援助技術の向上を図ります。

(福祉保健部)

*1：何らかの共通点（同じような環境や悩み）を持つ（又は経験した）グループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのこと。

*2：精神医学やソーシャルワークなどにおいて、熟練した指導者（スーパーバイザー）が、事例の担当者であるソーシャルワーカーなどに、示唆や助言を与えながら行う教育のこと。

重点目標5 外国人・障がい者・高齢者に対する配慮

【現状と課題】

DV防止法においては、被害者は国籍、障がいの有無等を問わず、等しくその人権が尊重され、必要な相談・支援が受けられることになっています。

しかし、被害者の中には、言葉や障がいが壁となってDVに関する支援情報から疎遠となり、相談窓口があることもわからず声を上げられない状態にいる被害者もいると考えられます。このため、外国人や障がい者にも支援に関する必要な情報が届くよう配慮することが必要です。

また、相談、自立支援等を行う際に、必要な手続き等について十分な理解が得られるよう配慮することも必要です。

（現在の主な取組）

- ・ （公財）宮崎県国際交流協会における相談の実施
- ・ 「障がい者110番」運営事業
- ・ 身体障害者相談センター、各福祉こどもセンターにおける相談の実施
- ・ 精神保健福祉センター、保健所における相談の実施（再掲）
- ・ 高齢者総合相談センターにおける相談の実施
- ・ 多言語によるDV被害者支援リーフレットの作成・配布

【今後の取組】

○ 被害者の人権を尊重した対応

被害者の国籍や障がいの有無等に関係なく、被害者の人権を尊重した対応を行います。
(総合政策部・福祉保健部・教育庁)

○ 様々な媒体による支援情報の提供

配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口について記載したリーフレットを作成・配布するなど、様々な媒体による支援情報の提供に努めます。

(総合政策部・福祉保健部)

○ 外国人に配慮した相談対応

日本語の不自由な被害者からの相談や一時保護に際し、煩雑な手続きや有用となる情報について日本人と同等の理解が得られるよう、必要に応じて（財）宮崎県国際交流協会等の協力を得て、外国語での対応について配慮します。

また、ビザの取得・延長や不法滞在等にかかる問題については、必要に応じて入国管理局との連携を図ります。

(総合政策部・福祉保健部)

○ 障がい者、高齢者に配慮した相談対応

聴覚・言語障がいのある被害者からの相談にも適切に対応します。

障害者虐待又は高齢者虐待に当たると思われる場合は、事案に応じて市町村に通報するなど、市町村との連携を図ります。

障害者福祉サービス事業所、高齢者等福祉施設との連携を強化し、障がい者、高齢者に対する支援の充実を図ります。

(総合政策部・福祉保健部)

基本目標Ⅲ 迅速かつ安全な保護

重点目標6 迅速で安全な保護体制の充実

【現状と課題】

DVを避けるために家を出た被害者が身を寄せることができる場所として、女性相談所一時保護所があります。

DV防止法第3条第3項第3号及び同条第4項において、被害者及び同伴家族の一時保護を、婦人相談所が自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとされており、本県では、女性相談所が自ら行うとともに委託により実施しています。

一時保護の期間は、他の施設等への入所等の措置が採られるまでの間や短期間の指導、援助を行うために必要な最低限の期間とされていますが、入所者の状況等により、弾力的な運用を行っています。

一時保護に当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるよう配慮するとともに、心身の健康状態等を観察し、必要な医学的、心理学的ケアを行っています。

現在、一時保護委託は、遠隔地での緊急一時保護や、男性被害者や被害者の男性同伴者のための施設として社会福祉施設や民間シェルターに委託しています。

被害者の一時保護後、加害者等による追及を避けるため、警察と連携を図りながら安全確保に努めています。

一時保護の間に問題が解決できず、引き続き保護が必要な方に対しては、女性保護施設「県立きりしま寮」において、自立のための生活支援や就業支援を行い社会復帰を図るとともに、被害者に同伴する子どもがいる場合は、必要に応じて母子生活支援施設への入所について福祉事務所等との連携に努めています。

警察においては、被害者の心情等に配慮するとともに本人の意思を十分に踏まえた上で、関係法令等を厳正に運用し、迅速かつ的確な被害防止措置を行っています。

今後も、被害者の安全が確保された上で、緊急避難が円滑に行われるよう保護体制の充実を図る必要があります。

(現在の主な取組)

- ・ 女性相談所一時保護所における一時保護の実施
- ・ 緊急な保護を要する場合に備えた一時保護委託
- ・ 男性被害者を想定した一時保護委託
- ・ 民間シェルターへの一時保護委託
- ・ 女性相談所における医学的・心理学的支援の実施
- ・ 女性保護施設「県立きりしま寮」による保護の実施
- ・ 母子生活支援施設への入所支援
- ・ 被害者への援助措置（希望者に対する「防犯機材の貸出」）
- ・ あらゆる法令を適用した迅速かつ的確な被害防止対策の実施

【今後の取組】

○ 他の都道府県との広域連携の推進

加害者等の追及が激しく、自都道府県内では利用者の安全確保が図れないような場合など、都道府県域を越えた広域的な避難や保護も増加していることから、広域的支援が円滑に行えるよう、他の都道府県との連携を推進します。

(福祉保健部)

○ 被害者の個別の事情や状況に配慮した一時保護の実施

被害者本人の状況、同伴家族の有無等を勘案し、女性相談所一時保護所での保護のほか、社会福祉施設、民間シェルター等状況に応じ適切な一時保護委託先で保護するなど被害者の個別の事情や状況に配慮した一時保護を行います。

(福祉保健部)

○ 警察との連携の推進

警察との連携を一層緊密にし、被害者や同伴家族の安全確保に努めます。

(福祉保健部・警察本部)

○ 福祉事務所等との連携強化による母子生活支援施設への円滑な入所

母子生活支援施設への入所が適当である場合、事務手続きが円滑にできるよう福祉事務所等との連携を強化します。

(福祉保健部)

○ 被害者に対する支援措置の強化

警察においては、DVやストーカー事案の再被害防止のため、被害者支援措置の強化を図ります。

(警察本部)

重点目標 7 同伴家族の保護

【現状と課題】

平成24年度に、女性相談所一時保護所に入所した被害者34人のうち6割に当たる21人が子どもを同伴しており、子ども同伴で保護するケースが多くなっています。

平成16年10月に施行された児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律において、児童虐待の定義の見直しが行われ、子どもの目前でDVが行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれること等が明確にされ、適切な対応を講じていくこととされました。

被害者が子どもを同伴している場合、その子ども（以下「同伴児」という。）が心理的外傷を受けていることもあるため、児童虐待との関連にも留意しつつそのケアに配慮する必要があるため、保護者の同意を得て子どもの心理判定等を実施するなど、適切に同伴児に対応していく必要があります。

さらに、同伴家族に高齢者がいる場合には、適切な対応ができるよう、高齢者福祉関係機関と連携していくことも望まれます。

（現在の主な取組）

- ・ 女性相談所一時保護所における同伴児の一時保護の実施
- ・ 男性同伴者を想定した一時保護委託
- ・ 同伴児への学習機会の確保

【今後の取り組み】

○ 児童相談所等関係機関との連携強化による同伴児への支援体制の充実

・ 児童相談所等との連携強化

女性相談所と児童相談所、精神保健福祉センター及び保健所との連携を一層強化し、同伴児に対する心理的ケアを充実し、子どもの状況に応じた適切な保護に努めます。 (福祉保健部)

・ 教育機関・保育所への協力要請

住民票の記載がされていない場合の学齢簿の移動や、接近禁止命令が出された場合の取扱い等について教育機関及び保育所に対して協力を求めます。 (福祉保健部・教育庁)

○ 障がい者、高齢者に配慮した相談対応（再掲）

(総合政策部・福祉保健部)

重点目標 8 同居中の交際相手からの暴力被害者及びストーカー被害者の保護

【現状と課題】

女性相談所で受けた交際相手からの暴力に関する相談件数は、平成23年度26件、平成24年度28件となっています。平成年25年6月にDV防止法の改正があり、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者」について法律の適用対象となったことから、相談件数の増加が予想されます。相談を受け、必要な場合は迅速な保護が求められています。

ストーカー行為等から多くの殺人事件が発生したことを受け、平成12年5月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定されました。また、平成26年7月に改正があり、婦人相談所等による被害者等支援が明記されました。

本県警察が受けた相談件数は、平成23年152件、平成24年201件と増加傾向にあります。他県では、ストーカーに係る殺人事件の発生についての多くの報道がされており、被害者の身の安全の確保が重要な課題となっています。

(現在の主な取組)

- ・交際相手からの暴力被害者については、相談を受け、助言を行い、必要に応じて一時保護を実施。
- ・ストーカー被害者については、警察への相談を助言し、警察との連携を図る。

【今後の取組】

○ 身の安全確保を最優先にした迅速な一時保護の実施

- ・交際相手からの暴力被害者については、これまでの助言・一時保護に加えて、必要に応じて、保護命令制度の説明を行う。(福祉保健部)
- ・ストーカー被害者については、警察との連携を一層緊密に行い、身の安全の確保を最優先に、迅速に一時保護を行う。

(福祉保健部・警察本部)

重点目標 9 保護命令制度に対する適切な対応

【現状と課題】

女性相談所においては、被害者が円滑に保護命令制度を利用できるよう、被害者に対し、保護命令制度^{*1} についての情報提供や助言を行うほか、裁判所への同行等必要な支援を行っています。

なお、平成24年度には、女性相談所における相談対応事例のうち、12件について保護命令申立てがなされています。

裁判所から保護命令発令の通知を受けた場合は、被害者に対して、DVによる危害を防止するための留意事項等について説明するとともに、必要に応じて、被害者の親族等に対し、被害者に対する保護命令の発令について説明し、加害者による危害から自らの生命又は身体の安全を確保するための措置を説明するなど適切な対応を行っています。

また、加害者に対しては、保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を全件実施しています。

平成26年1月に施行された改正DV防止法では、保護命令の対象が、配偶者からの暴力及び婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある者からの暴力を受けた者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた者にも準用されることとなりました。

今後も、DV被害者の安全確保のため、保護命令制度の一層の周知を図るとともに、引き続き保護命令に対する適切な対応を行っていく必要があります。

(現在の主な取組)

- ・ 保護命令制度についての情報提供等、保護命令制度の利用に係る支援
- ・ 警察における保護命令制度や援助措置等についての説明や保護命令違反者に対する迅速な検挙警告等
- ・ DV被害者保護のための警戒用防犯カメラの設置等

*1 : 被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所が、被害者からの申立てにより、身体に対する暴力等をふるった配偶者や元配偶者に対し、一定期間、被害者を始め被害者の子どもや親族へのつきまとい等の禁止や被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を命じるもので、その命令違反には刑罰が科される。

【今後の取組】

○ 保護命令制度についてのさらなる周知の徹底

DV防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた者にも準用されるなど、保護命令制度の拡充が図られたところであり、保護命令制度の一層の周知に努めます。（福祉保健部・警察本部）

○ 保護命令申立てに係る支援

円滑に保護命令の申立てができるよう、申立て先の裁判所との連絡や申立て方法等についての助言などの支援を行います。

また、引き続き、無料法律相談や日本司法支援センター等の相談窓口についての情報提供を行います。（福祉保健部）

○ 保護命令の通知を受けた場合の適切な対応

・ 警察における対応

被害者からの相談を受けた場合、保護命令制度を教示するほか、保護命令発令後、関係機関との連携を図りながら被害者の安全確保、被害者の親族等に対する支援を行っていきます。

また、女性相談所等の関係機関との連携により保護命令制度の円滑な利用及び実効性の確保に努めます。（警察本部）

・ 教育機関・保育所への協力要請（再掲）

基本目標Ⅳ 自立の支援

重点目標 10 自立支援の充実

【現状と課題】

DV防止法第3条第3項第4号において、配偶者暴力相談支援センターは、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、また、同項第6号において、被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされています。

本県では、女性相談所において、被害者に対する自立に必要な情報提供や助言等の支援を行っています。

被害者がそれまでの生活の場を離れて自立し、新たな場所で安心して生活するためには、住宅の確保、経済基盤の確立、心の健康などについての支援等が必要であり、これらに関する制度についての情報収集や関係機関との連携が適切に行われる必要があります。

特に、被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることが極めて重要であり、被害者が自立して生活ができるよう受け皿となる住宅の確保に努める必要があります。

また、新たな生活を始めるに当たっての経済基盤の確立のため、被害者の就業に向けた支援を行うことも必要です。

さらに、国民健康保険や年金の加入等、被害者が地域で安心して暮らしていく上で必要な諸手続についての支援も行っていく必要があります。

(現在の主な取組)

- ・ 被害者に対する自立に必要な情報提供及び助言等の支援の実施
- ・ 女性保護施設「県立きりしま寮」による自立のための生活支援・就業支援の実施
- ・ 福祉事務所における生活保護制度等の活用による自立支援の実施
- ・ 児童扶養手当制度の活用
- ・ 母子生活支援施設への入所支援（再掲）
- ・ 県営住宅の優先入居の実施
- ・ 女性相談所における医学的・心理学的支援の実施（再掲）

【今後の取組】

○ 住宅確保に係る支援の充実

・ 県営住宅の優先入居の継続実施

県営住宅の入居者募集の際に、被害者世帯に対し、抽選倍率を優遇するなど、優先的な選考を行い、入居機会の増大に努めます。 (県土整備部)

・ 市町村営住宅への優先入居についての働きかけ

県内市町村に対し、被害者とその家族を対象にした公営住宅等の優先・優遇措置への協力を依頼します。 (県土整備部)

○ 就業支援の充実

・ 公共職業安定所、職業訓練施設との連携強化

公共職業安定所、職業訓練施設と被害者の事案に応じた連絡調整を行い、被害者の就業に向けた支援が行えるよう、また被害者に配慮した対応がなされるよう連携の強化を図ります。 (福祉保健部・商工観光労働部)

・ 母子家庭等就業・自立支援センター等の活用

母子家庭等就業・自立支援センターや母子寡婦福祉資金貸付制度等、利用可能な福祉制度についての情報提供や助言を行うなど、被害者の自立を支援します。 (福祉保健部)

○ 国民健康保険、生活保護等各窓口における被害者への適切な対応

・ 国民健康保険関係機関への助言・指導

被害者の取扱いについて、国からの通知等に基づき、適切に事務処理がなされるよう、引き続き市町村保険者、国民健康保険組合に対して助言・指導を行います。 (福祉保健部)

・ 生活保護制度等、福祉事務所との連携

被害者の取扱いについて、国からの通知等に基づき、適切に事務処理がなされるよう、引き続き福祉事務所に対し情報提供を行うなど連携を図ります。 (福祉保健部)

・ 市町村住民基本台帳担当窓口への協力要請

住民基本台帳の閲覧や住民票の交付等の制限を行う支援措置について、遺漏なく取り扱われるよう各市町村への協力を要請します。 (福祉保健部)

・ 児童手当、児童扶養手当担当窓口との連携

児童虐待やDV事例における児童手当の配偶者への支給の停止及び被害者への支給や保護命令が発令された被害者への児童扶養手当支給について、国からの通知等に基づき、適切に事務処理がなされるよう、市町村に対し情報提供を行うなど連携を図ります。 (福祉保健部)

○ **被害者支援のためのリーフレット等の作成**

被害者が困ったときの相談先や緊急時の連絡先など、被害者にとって必要な情報を一元的にまとめたリーフレット等を作成・配付し、被害者への自立を支援します。
(総合政策部・福祉保健部)

○ **子どもに対する支援の充実**

・ **子どもの心のケアの充実**

DVの影響は子どもに様々な心身の症状を引き起こすことも多く、特に精神的なケアを当分の間継続して行う必要がある場合もあることから、女性相談所と児童相談所が連携を密にするとともに、必要に応じて精神保健福祉センター、保健所等関係機関と連携しながら、児童や保護者の意向を尊重し、適切な心のケア等、必要な支援を行っていきます。
(福祉保健部)

・ **学校における相談体制の確立**

DVに関する児童生徒の心のケアの重要性を認識するとともに、DVに関して児童生徒が心を感じている悩みを少しでも和らげることができるよう、学校における相談体制の確立を図ります。
(教育庁)

・ **教育機関・保育所への協力要請（再掲）**

基本目標Ⅴ 関係機関との連携協力等

重点目標 1.1 関係機関との連携協力の強化

【現状と課題】

DVについては、複合的な問題が含まれているため、単一機関のみで支援を完結することは困難です。

被害者の多様な状況にきめ細かに対応し、その保護及び自立支援を効果的に行うためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談・保護・自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要です。

このため、平成14年度から「DV被害者保護支援ネットワーク会議」を設置し、関係機関の連携を図ってきたところです。

今後は、さらに同会議の機能の充実を図るとともに、関係機関の連携の一層の強化に努める必要があります。

民間の被害者支援団体（以下「民間団体」という。）の中には、積極的に被害者の保護に取り組んでいる団体もあり、被害者の保護・支援において大きな役割を担っていると言えます。このような民間団体が、被害者の保護のための活動を円滑に行うことができるよう、法律、制度、国や地方公共団体の取組等に関する情報を提供することが必要です。また、被害者の多様な要望に応えるためには、これらの民間団体と適宜連携を取りながら対応することが重要です。

（現在の主な取組）

- ・ DV被害者保護支援ネットワーク会議の開催（再掲）
- ・ 民間シェルターへの一時保護委託（再掲）
- ・ DV被害者相談マニュアルの作成（再掲）

【今後の取組】

○ DV被害者保護支援ネットワーク会議の充実

被害者に対し必要な支援を行い、適切な対応が実施できるよう、DV被害者保護支援ネットワーク会議を構成する関係機関の一層の連携強化を図るとともに、同会議の地区別会議において、事例の検討等を行います。

（福祉保健部）

○ 市町村を始めとする関係機関との連携強化

被害者が市町村を始めとする関係機関から女性相談所等の相談窓口へ、又は女性相談所等から他の機関へ適切かつ迅速に引き継がれ、これらの関係機関と女性相談所とが協働して被害者支援に当たるとともに、被害者が地域において安心・安全な自立した生活を送れるよう、連携の強化を図ります。

(福祉保健部)

○ 他の都道府県との広域連携の推進（再掲）

○ 民間団体との連携強化

民間団体に対して、引き続き一時保護の委託や「DV被害者保護支援ネットワーク会議」への参加を招請するとともに、被害者保護の活動を行うに当たり必要な情報の提供や被害者支援に係るノウハウの共有など民間団体との連携の強化を図ります。

(福祉保健部)

重点目標 1 2 適切かつ迅速な苦情解決の仕組みの確立

【現状と課題】

関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努める必要があります。

このため、警察においては、苦情処理制度により、被害者からの苦情に対して適切かつ迅速な処理を行っています。

また、女性保護施設「県立きりしま寮」においても、苦情処理制度の整備を行い、被害者からの苦情に対して適切かつ迅速に対応しています。

今後は、その他の関係機関においても、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、円滑・円満な解決の促進や信頼性、適正性の確保を図るよう努める必要があります。

(現在の主な取組)

- ・ 警察における苦情処理制度の運用推進
- ・ 女性相談所、県立きりしま寮における苦情処理体制の整備

【今後の取組】

○ 関係機関への苦情処理体制整備についての働きかけ

関係機関に対して、苦情処理体制の整備について働きかけます。

(福祉保健部)

3 県内の相談・支援機関連絡先一覧

●配偶者暴力相談支援センター

名 称	電話番号	備 考
宮崎県女性相談所	0985-22-3858	電話相談 月～金 9:00～20:30 土・日 9:00～15:00 面接相談 月～金 9:00～18:00 (祝日及び年末年始を除く)

●女性相談員

名 称	電話番号	備 考
宮崎市女性相談室	0985-21-1779	電話・面接相談 月～金 9:00～17:15 (祝日及び年末年始を除く)
都城市女性総合相談 (都城市男女共同参画 センター)	0986-23-7157	電話・面接相談 月～金 10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)

●男女共同参画センター

名 称	電話番号	備 考
宮崎県男女共同参画 センター	0985-60-1822	電話・面接相談 月～金 9:00～18:00 土曜日 9:00～16:00 (日曜、祝日及び年末年始を除く)
延岡市男女共同参画 センター	0982-23-1141	電話・面接相談 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)
日向市男女共同参画 社会づくり推進ルーム 「さんぴあ」	0982-55-1660 (相談専用)	電話・面接相談 月・火・木・金 13:00～16:00 (土日、祝日、年末年始を除く)

●その他の相談窓口

名 称	電話番号	備 考
えびの市女性相談所	0984-35-0152	電話・面接相談 月～金 9:00～16:00 (土日、祝日、年末年始を除く)

●相談窓口等検索サイト

名 称	アドレス	備 考
みやざきこころ青T ネット	http://www.m-aot.net	

●警察

名 称	電話番号	備 考
宮崎県警察本部 (警察安全相談電話)	0985-31-0110 0985-26-9110 短縮ダイヤル #9110	電話・面接相談 月～金 8:30～17:45 (土日、祝日、年末年始を除く) ※上記時間以外でも、当直体制で 対応可能
宮崎北警察署 宮崎南警察署 日南警察署 串間警察署 都城警察署 小林警察署 えびの警察署 高岡警察署 西都警察署 高鍋警察署 日向警察署 延岡警察署 高千穂警察署	0985-27-0110 0985-50-0110 0987-22-0110 0987-72-0110 0986-24-0110 0984-23-0110 0984-33-0110 0985-82-4110 0983-43-0110 0983-22-0110 0982-53-0110 0982-22-0110 0982-72-0110	電話・面接相談 月～金 8:30～17:45 (土日、祝日、年末年始を除く) ※上記時間以外でも、当直体制で 対応可能

●法務局

名 称	電話番号	備 考
宮崎地方法務局	0985-22-5124	月～金 8:30～17:15(電話・面接) (土日、祝日、年末年始を除く)
宮崎地方法務局日南支局	0987-25-9125	
宮崎地方法務局都城支局	0986-22-0490	
宮崎地方法務局延岡支局	0982-33-2179	
----- 女性の人権ホットライン	0985-20-8771	-----

●被害者の支援を行っている民間団体

名 称	電話番号	備 考
(社)宮崎犯罪被害者支援センター	0985-38-7830	電話相談 月～金 10:00～16:00 (土日、祝日、年末年始を除く) 面接相談は要予約
NPO法人ハートスペースM	0985-29-2551	電話相談 (専用電話) 0985-29-2545 日・月 10:00～17:00

●母子生活支援施設

※入寮に関する問合せ先は、各福祉事務所

名 称
宮崎小戸母子生活支援施設(宮崎市) ファミリーハイツ(延岡市) 白梅寮(小林市)

●福祉事務所

名 称	担当区域	電話番号	備 考
宮崎市子ども課	宮崎市	0985-21-1775	
都城市こども課	都城市	0986-23-2684	
延岡市児童家庭課	延岡市	0982-22-7017	
日南市福祉課	日南市	0987-31-1131	
小林市福祉事務所	小林市	0984-23-0111	
日向市福祉課	日向市	0982-52-2111	
串間市福祉保健課	串間市	0987-72-0333	
西都市福祉事務所	西都市	0983-43-0376	
えびの市福祉事務所	えびの市	0984-35-1111	
中央福祉こどもセンター	東諸県郡	0985-26-1551	
南部福祉こどもセンター	北諸県郡、西諸県郡	0986-23-4520	
北部福祉こどもセンター	東臼杵郡	0982-35-1700	
児湯福祉事務所	児湯郡	0983-22-1404	
西臼杵支庁福祉課	西臼杵郡	0982-72-2193	

●児童相談所

名 称	担当区域	電話番号	備 考
中央児童相談所	宮崎市、日南市、 西都市、東諸県郡、 児湯郡	0985-26-1551	
都城児童相談所	都城市、小林市、 串間市、えびの市、 北諸県郡、西諸県郡	0986-22-4294	
延岡児童相談所	延岡市、日向市、 東臼杵郡、西臼杵郡	0982-35-1700	

●人権全般に関すること

名 称	電話番号	備 考
宮崎県人権啓発センター	0985-26-0238	月～金 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)

●高齢者に関すること

名 称	電話番号	備 考
宮崎県高齢者総合支援センター	0985-25-1100	月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)

●障がい者に関すること

名 称	電話番号	備 考
障がい者110番	0985-26-3040	月～金 9:00～17:00 (時間外、土日・祝日は留守番電話対応)
身体障害者相談センター	0985-85-3388	
中央福祉こどもセンター 南部福祉こどもセンター 北部福祉こどもセンター	0985-26-1551 0986-23-4520 0982-35-1700	

●精神保健に関すること

名 称	電話番号	備 考
宮崎県精神保健福祉センター	0985-27-5663	来所相談(予約制) ○一般診療相談 毎月第1・3水曜日 ○薬物関連(依存症)診療相談 毎月第1・3月曜日 ○ストレス専門診療相談 毎月第1・3木曜日 毎月第2・4月曜日
こころの電話	0985-32-5566	月～金 9:00～19:00 (祝日及び年末年始を除く)

●在住外国人に関すること

名 称	電話番号	備 考
(財)宮崎県国際交流協会	0985-32-8457	

●保健所

名 称	担当区域	電話番号	備 考
宮崎市保健所	宮崎市	0985-29-4111	
中央保健所	東諸県郡	0985-28-2111	
日南保健所	日南市、串間市	0987-23-3141	
都城保健所	都城市、北諸県郡	0986-23-4504	
小林保健所	小林市、えびの市 西諸県郡	0984-23-3118	
高鍋保健所	西都市、児湯郡	0983-22-1330	
日向保健所	日向市、東臼杵郡	0982-52-5101	
延岡保健所	延岡市	0982-33-5373	
高千穂保健所	西臼杵郡	0982-72-2168	

●仕事に関すること

- ・公共職業安定所(ハローワーク)

名 称	電話番号	備 考
宮崎公共職業安定所	0985-23-2245	
ハローワークプラザ宮崎	0985-62-4141	
延岡公共職業安定所	0982-32-5435	
ハローワークプラザ延岡	0982-33-8010	
日向公共職業安定所	0982-52-4131	
都城公共職業安定所	0986-22-1745	
日南公共職業安定所	0987-23-8609	
高鍋公共職業安定所	0983-23-0848	
小林公共職業安定所	0984-23-2171	

・(一財)宮崎県母子寡婦福祉連合会

名 称	電話番号	備 考
母子福祉センター	0985-22-4696	

・福祉人材センター(宮崎県社会福祉協議会)

名 称	電話番号	備 考
福祉人材センター	0985-32-9740	月～金 9:00～17:00 土 9:00～16:00 (日曜、祝日、年末年始を除く)

D V対策宮崎県基本計画

発 行 宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
(電 話) 0985 (26) 7570
(FAX) 0985 (26) 3416